

議案第 76 号

京丹後市税条例等の一部改正について

京丹後市税条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 109 号）等の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市税条例等の一部を改正する条例

(京丹後市税条例の一部改正)

第1条 京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第19項を同条第20項とし、第18項を同条第19項とし、同条第14項から同条第17項までを1項ずつ繰り下げ、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

22 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日まで」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 京丹後市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」

を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第2項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

(京丹後市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 京丹後市税条例の一部を改正する条例（令和元年京丹後市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、京丹後市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中京丹後市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中京丹後市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに第2条中京丹後市税条例附則第10条及び第10条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中京丹後市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（附則第10条及び第10条の2の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の京丹後市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の京丹後市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」

という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第74条の3の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(次条において「1号施行日」という。)以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 1号施行日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

京丹後市税条例(平成 16 年京丹後市条例第 80 号)新旧対照表【第 1 条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市税条例</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日 条例第 80 号</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が 125 万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の同一年計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一年計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 16 万 8,000 円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施</p>	<p>京丹後市税条例</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日 条例第 80 号</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が 125 万円を超える場合を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(所得控除)</p> <p>第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施</p>

現行	改正案
<p>行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第 314 条の 2 第 5 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 (略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">(現所有者の申告)</p> <p><u>第 74 条の 3 現所有者(法第 384 条の 3 に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>は、現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係)</u></p> <p>(2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p>

現行	改正案									
<p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 75 条 固定資産の所有者(法第 386 条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第 74 条又は<u>法第 383 条の規定によって</u>申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合<u>においては</u>、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 たばこ税の課税標準は、第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第 98 条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。</p>	<p>(3) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> (固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 75 条 固定資産の所有者(法第 386 条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第 74 条若しくは<u>法第 383 条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には</u>、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。<u>ただし、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。</u></p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 935 797 975">区分</th> <th data-bbox="801 935 1106 975">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 978 797 1150">1 喫煙用の製造たばこ ア 葉巻たばこ イ パイプたばこ ウ 刻みたばこ</td> <td data-bbox="801 978 1106 1150">1 グラム 1 グラム 2 グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1153 797 1193">2 かみ用の製造たばこ</td> <td data-bbox="801 1153 1106 1193">2 グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 1197 797 1236">3 かぎ用の製造たばこ</td> <td data-bbox="801 1197 1106 1236">2 グラム</td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ ア 葉巻たばこ イ パイプたばこ ウ 刻みたばこ	1 グラム 1 グラム 2 グラム	2 かみ用の製造たばこ	2 グラム	3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 935 2029 999">(略)</td> </tr> </table>	(略)
区分	重量									
1 喫煙用の製造たばこ ア 葉巻たばこ イ パイプたばこ ウ 刻みたばこ	1 グラム 1 グラム 2 グラム									
2 かみ用の製造たばこ	2 グラム									
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム									
(略)										
<p>3 (略)</p> <p>4 前 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこ<u>の重量を紙巻たばこ本数に換算する場合又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は</u>、売渡し等に係る製造たば</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 前 2 項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこ本数に換算する場合又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たば</p>									

現行	改正案
<p>この品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 92 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第 3 条の 2 当分の間、第 19 条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項(第 140 条の 7 において準用する場合を含む。)及び第 140 条第 2 項(第 140 条の 7 において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に <u>租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合</u> に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に <u>年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に <u>年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)</u>とする。</u></u></p> <p>2 当分の間、第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中 <u>に</u></u>においては、<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合と <u>する。</u></u></p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第 4 条 当分の間、日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセ</p>	<p>この品目ごとの 1 個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第 92 条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第 3 条の 2 当分の間、第 19 条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項(第 140 条の 7 において準用する場合を含む。)及び第 140 条第 2 項(第 140 条の 7 において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>に</u>中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>その年 <u>における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)</u>とする。</u></p> <p>2 当分の間、第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年 <u>における当該加算した割合とする。</u></u></p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第 4 条 当分の間、日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年 5.5 パーセントを超えて定められる日からその後年 5.5 パーセ</p>

現行	改正案
<p><u>14～19</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<u>令和 2 年 9 月 30 日</u>までの間(附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条の 2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その所有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から<u>第 35 条の 2</u>まで、第 36 条の 2、第</p>	<p><u>する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u></p> <p><u>15～20</u> (略)</p> <p><u>21 法附則第 62 条に規定する市町村の条例で定める割合は 0 とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に掲げる 3 輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<u>令和 3 年 3 月 31 日</u>までの間(附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 33 条及び第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項</u>又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 17 条の 2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その所有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から<u>第 35 条の 3</u>まで、第 36 条の 2、第</p>

現行	改正案
<p>36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>
	<p><u>附 則</u></p>
	<p><u>(施行期日)</u></p>
(第1条関係)	<p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p>
(第1条関係)	<p><u>(1) 第1条中京丹後市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日</u></p>
(第1条関係)	<p><u>(2) 第1条中京丹後市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに第2条中京丹後市税条例附則第10条及び第10条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日</u></p>
(第2条関係)	<p>(3) (略)</p>
(第2条関係)	<p>(4) (略)</p>
	<p><u>(延滞金に関する経過措置)</u></p>
(第1条関係)	<p><u>第2条 第1条の規定による改正後の京丹後市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</u></p>
	<p><u>(市民税に関する経過措置)</u></p>
(第1条関係)	<p><u>第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>
(第1条関係)	<p><u>2 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従</u></p>

現行	改正案
(第1条関係)	<p><u>前の例による。</u></p> <p><u>3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。</u></p>
(第2条関係)	第4条 (略)
(第2条関係)	<p>2 (略)</p> <p><u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p>
(第1条関係)	<p><u>第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u></p>
(第1条関係)	<p><u>2 新条例第74条の3の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(次条において「1号施行日」という。)以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。</u></p> <p><u>(市たばこ税に関する経過措置)</u></p>
(第1条関係)	<p><u>第6条 1号施行日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。</u></p>
(第2条関係)	第7条 (略)

京丹後市税条例(平成 16 年京丹後市条例第 80 号)新旧対照表【第 2 条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市税条例</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日 条例第 80 号</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5(第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 7、第 67 条、第 81 条の 6 第 1 項、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 105 条、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第 601 条第 3 項若しくは第 4 項(これらの規定を法第 602 条第 2 項及び第 603 条の 2 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 603 条第 3 項又は第 603 条の 2 第 5 項の規定によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、<u>第 4 項又は第 19 項</u>の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p>	<p>京丹後市税条例</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日 条例第 80 号</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5(第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 <u>第 34 項及び第 35 項の申告書</u>に係る部分を除く。)、第 53 条の 7、第 67 条、第 81 条の 6 第 1 項、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 105 条、第 139 条第 1 項又は第 145 条第 3 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には_____、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第 601 条第 3 項若しくは第 4 項(これらの規定を法第 602 条第 2 項及び第 603 条の 2 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 603 条第 3 項又は第 603 条の 2 第 5 項の規定により <u>徴収を猶予した税額</u> 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p> <p>(5) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 3 <u>1 項</u> _____の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p>

現行		改正案	
<p>び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p>		<p>び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p>	
2～9 (略)	(略)	2～9 (略)	(略)
<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。</u>この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>		<p>3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間<u>若しくは同項第2号の期間又は同項第3号</u> <u>の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。</u>この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>	
4 (略) (法人の市民税の申告納付)		4 (略) (法人の市民税の申告納付)	
<p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項、第19項、第22項及び第23項</u>の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項及び第23項</u>の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、<u>同条第22項</u>の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第3項</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>		<p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、<u>第31項、第34項及び第35項</u> <u>の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)</u>を、同条第1項、第2項、<u>第31項及び第35項</u> <u>の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項</u>の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び<u>第2項後段</u>の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>	
2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以		2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以	

現行	改正案
<p>下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>3 <u>内国法人が、租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 25 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>4 <u>内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 26 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>5 <u>法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)</u>に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、<u>第 4 項又は第 19 項</u>の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 <u>前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、<u>第 4 項又は第 19 項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 22 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を</u></p>	<p>下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第 321 条の 8 第 36 項及び令第 48 条の 12 の 2</u>に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 <u>内国法人が、租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 3 項及び第 9 項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第 321 条の 8 第 37 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>4 <u>内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 38 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u></p> <p>5 <u>法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書(同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)</u>に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項<u>又は第 31 項</u>の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 <u>前項の場合において、法人が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項<u>又は第 31 項</u>に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後に同条第 34 項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該申告書を</u></p>

現行	改正案
<p>提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、<u>法第321条の8第22項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 (略)</p> <p>9 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に</u></p>	<p>提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、<u>法第321条の8第34項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 (略)</p> <p><削る></p>

現行	改正案
<p><u>規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 4 項において同じ。)</u>がある連結子法人(同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する<u>連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 4 項において同じ。)</u>(<u>連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 4 項において同じ。)</u>に限る。)<u>については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 52 条第 4 項において同じ。)</u>の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 52 条第 4 項において同じ。)<u>に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。</u></p> <p><u>10 法第 321 条の 8 第 42 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 42 項</u>及び施行規則に規定するところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 12 項において「申告書記載事項」という。)</u>を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第 12 項</u>において「機構」という。))を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p><u>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u></p> <p><u>12 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p> <p><u>13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出</u></p>	<p><u>9 法第 321 条の 8 第 52 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 52 項</u>及び施行規則に規定するところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)</u>を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(<u>第 11 項</u>において「機構」という。))を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p><u>10 (略)</u></p> <p><u>11 第 9 項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p> <p><u>12 第 9 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出</u></p>

現行	改正案
<p>することができる認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 10 項の申告につき第 13 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>	<p>することができる認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 5 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 9 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>13 (略)</p> <p>14 第 12 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 9 項の申告につき第 12 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 61 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 第 12 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 14 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項 の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 12 項後段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>

現行	改正案
<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第 50 条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(同条第 23 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をした日が、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。))による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初</p>	<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第 50 条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(同条第 35 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項又は第 2 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をした日が、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと _____ _____ _____ _____ _____に による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第 2 項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があつたとき(当該増額更正に係る市民税について法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項 _____に規定する申告書(以下この項において「当初</p>

現行	改正案
<p>申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第 52 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)</u>は、<u>当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第 2 条第 18 号の 4 に規定する連結所得をいう。)</u>に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、<u>当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)</u>」とあるのは、「当該</p>	<p>申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第 52 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><削る></p> <p><削る></p>

現行	改正案
<p>当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から第 52 条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第 50 条第 4 項の規定は、第 4 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が <u>0.7 グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの <u>0.7 本</u>に換算するものとする。</p> <div data-bbox="219 1027 1095 1098" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>3～10 (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第 3 条の 2 (略)</p> <p>2 当分の間、第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割</p>	<p style="text-align: center;">< 削る ></p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 (略)</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が <u>1 グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもって紙巻たばこの <u>1 本</u>に換算するものとする。</p> <div data-bbox="1151 1027 2027 1098" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>3～10 (略)</p> <p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第 3 条の 2 (略)</p> <p>2 当分の間、第 52 条第 1 項_____に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年 0.5 パーセントの割合を加算した割合が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した</p>

現行	改正案
<p>合とする。 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>2～21 (略)</p> <p>22 <u>法附則第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>(第1条関係) (第2条関係)</p> <p>(第2条関係)</p> <p>(第2条関係)</p> <p>(第1条関係)</p>	<p>割合とする。 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～21 (略)</p> <p>22 <u>法附則第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p><u>附 則</u> (<u>施行期日</u>)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、公布の日から施行する。<u>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第1条中京丹後市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに第2条中京丹後市税条例附則第10条及び第10条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日</u></p> <p>(3) <u>第2条中京丹後市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日</u></p> <p>(4) <u>第2条(附則第10条及び第10条の2の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。)</u>及び<u>附則第4条の規定 令和4年4月1日</u> (延滞金に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略) (市民税に関する経過措置)</p>

現行	改正案
<p>(第1条関係)</p> <p>(第1条関係)</p> <p>(第1条関係)</p> <p>(第2条関係)</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(第2条関係)</p>	<p><u>第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の京丹後市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。</u></p> <p>2 <u>4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>(固定資産税に関する経過措置)</p>
<p>(第1条関係)</p> <p>(第1条関係)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(市たばこ税に関する経過措置)</p>
<p>(第1条関係)</p> <p>(第2条関係)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p><u>第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。</u></p>

京丹後市税条例の一部を改正する条例(令和元年京丹後市条例第 31 号)新旧対照表【第 3 条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市税条例の一部を改正する条例 令和元年 6 月 6 日 条例第 31 号</p> <p>(京丹後市税条例の一部改正)</p> <p>第 1 条 京丹後市税条例(平成 16 年京丹後市条例第 80 号)の一部を次のように改正する。 [次のよう] (略)</p> <p>(京丹後市税条例の一部改正)</p> <p>第 2 条 京丹後市税条例(平成 16 年京丹後市条例第 80 号)の一部を次のように改正する。 <u>第 24 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u></p> <p>附則第 16 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。 5 (略)</p> <p>附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。</p> <p>第 3 条～第 10 条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第 3 条から第 10 条の規定 公布の日 (2) 第 1 条中京丹後市税条例第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 及び第 36 条の 4 第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 2 年 1 月 1 日 <u>(3) 第 2 条中京丹後市税条例第 24 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 3 年 1 月 1 日</u> (4) 第 2 条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第 5 条の規定</p>	<p>京丹後市税条例の一部を改正する条例 令和元年 6 月 6 日 条例第 31 号</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(京丹後市税条例の一部改正)</p> <p>第 2 条 京丹後市税条例(平成 16 年京丹後市条例第 80 号)の一部を次のように改正する。 <削る></p> <p>附則第 16 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。 5 (略)</p> <p>附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。</p> <p>第 3 条～第 10 条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第 1 条 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) (略) (2) (略) <u>(3) 削除</u> (4) 第 2 条_____及び附則第 5 条の規定</p>

現行	改正案
<p>令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の京丹后市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>	<p>令和3年4月1日 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>第3条 削除</u></p> <p>(軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条・第5条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

京丹後市税条例等の一部改正 改正概要

議案第76号 参考資料

○地方税法等の一部を改正する法律等に係る改正						
No	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令	施行期日	
第1条による改正	1	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条第1項	規定の整備	<非課税対象者の見直し> 単身児童扶養者(未婚のひとり親)に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しに伴い、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加える。	法第295条第1項	令和3年1月1日施行
	2	(所得控除) 第34条の2	規定の整備	<ひとり親控除の創設> 単身児童扶養者(未婚のひとり親)に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しに伴い、寡夫控除を廃止し、ひとり親控除を創設する。	法第314条の2	令和3年1月1日施行
	3	(市民税の申告) 第36条の2第1項	項ズレ		法第317条の2第1項	令和3年1月1日施行
	4	(現所有者の申告) 第74条の3	新設	<申告の制度化> 登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者が死亡している場合、現所有者に対し、住所・氏名等必要な事項を申告させる。	法第384条の3	公布の日
	5	(固定資産税に係る不申告に関する過料) 第75条	規定の整備	<過料対象者の追加> 第74条の3の新設に伴う修正。	法第385条	公布の日
	6	(たばこ税の課税標準) 第94条第2項	規定の整備	<課税方式の見直し> 重量に応じて課税されている「軽量の葉巻たばこ」について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう段階的に本数課税とする。	法第467条第2項	令和2年10月1日施行
	7	(たばこ税の課税標準) 第94条第4項	規定の整備	<課税方式の見直し> 第94条第2項の改正に伴う修正。	令第53条の2第1項	令和2年10月1日施行
	8	(延滞金の割合等の特例) 附則第3条の2	文言修正		法附則第3条の2	令和3年1月1日施行
	9	(納期限の延長に係る延滞金の特例) 附則第4条第1項	文言修正		令附則第3条の2の2	令和3年1月1日施行
	10	(読替規定) 附則第10条	条の追加		法附則第15条~15条の3の2、法附則第61条、62条	公布の日
	11	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 附則第10条の2	規定の整備	<わがまち特例の適用期限の延長等> ・特定再生エネルギー水力発電設備に係る固定資産税の課税標準に対する割合を3/4とする。 ・生産性向上特別措置法に基づく先端設備の適用対象(事業用家屋・構造物)の追加と適用期限を2年間延長する。	法附則第15条	公布の日
	12	(軽自動車税の環境性能割の非課税) 附則第15条の2	規定の整備	<適用期限の延長> 軽自動車税の環境性能割の非課税について適用期限を半年間延長する。	法附則第29条の8の2	公布の日
	13	(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 附則第17条第1項	規定の整備	<低未利用土地等の譲渡に係る課税の特例> 都市計画区域内の低未利用土地等を譲渡した場合、譲渡所得金額から100万円を控除する。	法附則第34条第4項	令和3年1月1日施行
	14	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 附則第17条の2第3項	項ズレ		法附則第34条の2第6項	令和3年1月1日施行

	No	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令	施行期日
第2条による改正	1	(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条	項ズレ 文言修正		法第326条第1項	令和4年4月1日施行
	2	(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条	項ズレ 項の削除		利率等の表示の年利建て移行に関する法律第25条	令和4年4月1日施行
	3	(市民税の納税義務者等) 第23条第3項	項ズレ 文言修正		法第294条第8項	令和4年4月1日施行
	4	(均等割の税率) 第31条第2項	項ズレ		法第312条第1項、第3項	令和4年4月1日施行
	5	(均等割の税率) 第31条第3項	規定の整備	<法人市民税の法人区分の変更> 連結納税制度の廃止に伴い、法人市民税の均等割の税率の法人区分から、連結法人と連結子法人を削除する。	法第312条第1項、第3項	令和4年4月1日施行
	6	(法人の市民税の申告納付) 第48条第1項	項ズレ		法第321条の8	令和4年4月1日施行
	7	(法人の市民税の申告納付) 第48条第2項～第4項	項ズレ		法第321条の8 第36項～第38項	令和4年4月1日施行
	8	(法人の市民税の申告納付) 第48条第5項～第7項	項ズレ		法第326条 第1項～第3項	令和4年4月1日施行
	9	(法人の市民税の申告納付) 第48条第9項	項の削除	<申告納付の適用規定の削除> 個別帰属法人税額の廃止に伴い、法人税割額と均等割額の申告納付の適用規定を削除する。	法第321条の8第41項	令和4年4月1日施行
	10	(法人の市民税の申告納付) 第48条第9項～第15項	項ズレ		法第321条の8第52項 第54項～第57、第63項第64	令和4年4月1日施行
	11	(法人の市民税の申告納付) 第48条第16項	項ズレ		法第321条の8第65項	令和4年4月1日施行
	12	(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条第2項～第4項	項ズレ 文言修正		法第321条の12 第2項～第4項	令和4年4月1日施行
	13	(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金) 第52条第4項～第6項	規定の整備	<延滞金の加算規定の削除> 連結納税制度の廃止に伴い、納期限の延長の場合の延滞金の加算規定を削除する。	法第327条 第4項～第6項	令和4年4月1日施行
	14	(たばこ税の課税標準) 第94条第2項	規定の整備	<課税方式の見直し> 重量に応じて課税されている「軽量な葉巻たばこ」について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう本数課税とする。	法第467条第2項	令和3年10月1日施行
	15	(延滞金の割合等の特例) 附則第3条の2第2項	項の削除		法附則第3条の2第2項	令和4年1月1日施行
	16	(読替規定) 附則第10条	条ズレ		法附則第15条～15条の3の2、法附則第61条、62条	令和3年1月1日施行
	17	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 附則第10条の2	条ズレ		法附則第15条	令和3年1月1日施行
第3条改正	1	京丹後市税条例の一部を改正する条例(令和元年6月6日条例第31号) (京丹後市税条例の一部改正) 第2条第1項 ※京丹後市税条例 (個人の市民税の非課税の範囲) 第24条第1項	改正規定の削除	<非課税措置の対象への追加規定の削除> 第24条第1項の改正に伴う単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加規定を削除する。	平成31年改正法第3条、附則第1条、附則第15条	公布の日